

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	身体障がい児童に対する育成医療の給付決定
概要	身体に障がいのある、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるお子さんが、手術等の治療を受けることにより、身体上の障がいが軽減され、日常生活が容易にできるようになる場合、そのお子さんが指定自立支援医療機関における治療等を受けるときに要する医療費の一部を公費により負担する制度です。自立支援医療費の支給を受けるためには申請が必要となります。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 8 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 3 5 条 大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年3月31日規則第102号) 大阪市自立支援医療費(育成医療)支給認定事務取扱要領 (大阪市保健所管理課に設置)
審査基準	対象者 ・大阪市に居住する 18 歳未満の児童 ・身体障害者福祉法の第 4 条に規定する次の障がいを持つ、またはそのまま放置すると将来次の障がいを残すと認められる疾患を持つ者 (1. 肢体不自由 2. 視覚障がい 3. 聴覚・平衡機能障がい 4. 音声・言語・そしゃく機能障がい 5. その他の内臓障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう、もしくは直腸、小腸及び肝臓機能障がいを除く内臓障がいについては先天性のものに限る) 6. 免疫機能障がい) ・治療により身体上の障がいが軽減され、日常生活が容易にできるようになる者 (対象者と同じ医療保険に加入している家族の市民税所得割の合計が 2 3 万 5 千円以上の場合対象外) (ただし、「重度かつ継続」に該当する場合は、市民税所得割の合計が 2 3 万 5 千円以上でも対象です)  「重度かつ継続」とは次の①または②に該当する者 ①腎臓機能障がい(人工透析・腎移植術後の免疫療法)・小腸機能障がい(中心静脈栄養法による治療のみ)・免疫機能障がい・心臓機能障がい(心臓移植術後の免疫療法)・肝臓機能障がい(肝臓移植術後の免疫療法) ②対象者と同じ医療保険に加入している家族において、申請前の 1 2 か月間に 3 回以上高額療養費の支給を受けた月があるとき
標準処理期間	30 日
経由日数	3 日
提出先	居住区の保健福祉センター保健福祉課
提出時期	随時(原則手術等の治療を行う前に提出)
提出方法	①自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書 ②自立支援医療(育成医療)意見書 ③市町村民税の課税状況等がわかる書類もしくは市民税の課税状況等を閲覧することの同意書 ④健康保険証の写し 上記 4 点を居住区の保健福祉センター保健福祉課に提出 (①、②、③の同意書、については窓口にあります)
手数料	なし
相談窓口	居住区の保健福祉センター保健福祉課または大阪市保健所管理課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007739.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007739.html</a> <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000202648.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000202648.html</a>
備考	